

特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構の定款第19条に基づき、役員報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

# 就業規則

(2020年3月16日より施行)

特定非営利活動法人  
健康医療評価研究機構

## **第 1 1 章 賃金、賞与及び退職金**

### **第 1 条（賃金）**

従業員に対する賃金及び賞与に関する事項は、別に定める賃金規程による。

### **第 2 条（退職金）**

従業員に対する退職金は支給しない。

### **第 3 条（臨時休業中の賃金）**

iHope の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、賃金規程に定める休業手当を支給する。

# 賃金規程

(2020年3月16日より施行)

特定非営利活動法人  
健康医療評価研究機構

---

# 賃金規程

## 第1章 総 則

### 第4条（適用範囲）

この規程は、特定非営利活動法人健康医療評価研究機構（以下「iHope」という。）の正職員の賃金及び賞与について定めたものである。ただし、パートタイマーについては、この規程の第2条、第16条～第19条、第21条を適用せず、個別の契約により決定する。

### 第5条（賃金の構成）

賃金の構成は以下のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 管理者手当
- ③ 職務手当
- ④ 職能手当
- ⑤ 固定残業手当
- ⑥ その他支給
- ⑦ 時間外（法定内、法定外）・休日・深夜労働の手当
- ⑧ 住宅手当
- ⑨ 通勤手当
- ⑩ 賞与

### 第6条（賃金計算期間及び支給日）

1. 賃金は、前月16日から起算し、当月15日を締め切りとした期間（以下「賃金計算期間」という。）について計算し、当月25日に支給する。ただし、当該支給日が休日（金融機関の休業日を含む。）である場合は、原則としてその前日に支給するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、従業員又はその収入によって生計を維持している者が以下の各号のいずれかに該当するときは従業員（第①号については、その遺族）の請求により、賃金支給日の前であっても既往の労働に対する賃金を支給する。
  - ① 死亡
  - ② 結婚、出産、疾病又は災害
  - ③ やむを得ない事由により1週間以上帰郷するとき。
  - ④ 退職又は解雇により離職したとき。
  - ⑤ 前各号のほか、やむを得ない事情があるとiHopeが認めたとき。

### 第7条（賃金の支給方法）

1. 賃金は通貨で直接従業員にその全額を支給する。
2. 前項の規定にかかわらず従業員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。ただし、iHopeが特に指定した場合は口座振り込みを行わず、前項の原則どおり、本人へ直接現金支給とする。
3. 以下の各号に掲げるものについては賃金を支給するときに控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 雇用保険料
- ③ 健康保険料（介護保険料を含む）
- ④ 厚生年金保険料
- ⑤ 住民税
- ⑥ その他必要と認められるもので従業員代表と協定したもの

### 第8条（遅刻、早退及び私用外出の場合の賃金控除）

1. 遅刻、早退及び私用外出により、所定労働時間の一部を休業した場合は、以下の計算式によりその不就労の時間に応じる賃金を控除する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{管理者手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{固定残業手当} + \text{住宅手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{不就労の時間数}$$

2. 月平均所定労働時間は140時間（20日×7時間）として計算する。  
 3. 正当な理由のない遅刻、早退及び私用外出について、懲戒に当たるとiHopeが判断した場合は、減給を行うことがある。この場合、1回について平均賃金の半日分、1計算期間について賃金総額の10分の1の範囲内で賃金を控除する。

### 第9条（欠勤の場合の賃金計算）

1. 賃金計算期間内での5労働日以下の欠勤により、所定労働日を休業した場合は、以下の計算式によりその不就労の日に応じる賃金を控除する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{管理者手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{固定残業手当} + \text{住宅手当}}{\text{月平均所定労働日数}} \times \text{欠勤日数}$$

2. 賃金計算期間内での6労働日以上欠勤により、所定労働日を休業した場合は、当該賃金計算期間の賃金は以下の計算式にて支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{管理者手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{固定残業手当} + \text{住宅手当}}{\text{月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数} + \text{通勤手当}$$

3. 月平均所定労働日数は20日として計算する。

### 第10条（中途入社又は中途退職の場合の賃金計算）

1. 賃金計算期間の中途に採用され又は退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割りで支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{管理者手当} + \text{職務手当} + \text{職能手当} + \text{固定残業手当} + \text{住宅手当}}{\text{月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数} + \text{通勤手当}$$

2. 死亡の場合には、その月の賃金は全額支給する。

### 第11条（端数処理）

日割り計算・時間割計算・時間外勤務手当等の算出にあたり、円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

## **第12条（休職期間中の賃金）**

就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。

## **第13条（休職期間中の社会保険料等の控除）**

休職期間中の社会保険料、住民税等であって、従業員の月例賃金から通常控除されるものについては、iHope は当該従業員に対し、請求書を送付する。従業員は当該請求書に記載された保険料、税金等を指定期限までに支払わなければならない。

## **第14条（臨時休業中の賃金）**

1. iHope の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の6割に相当する休業手当を支給する。
2. 従業員は、不支給の4割分の賃金は、iHope に対して請求しないものとする。
3. 1日の所定労働時間のうち一部を休業させた場合で、その日の労働に関する賃金が前項の額に満たない場合はその差額を休業手当として支給する。
4. 別途協定を締結した場合は、その協定によるものとする。

## **第15条（賃金の改定）**

1. 賃金の改定は、従業員各人の契約更新時に勤務成績を評価して行い、原則として当月分から実施する。ただし、iHope の事業の業績によっては改定の額を縮小し、又は見送ることがある。
2. 以下の各号のいずれかに該当する者については賃金の改定を行わないことがある。
  - ① 算定期間中の欠勤日数（休職期間含む）が60労働日を超えた者
  - ② 就業規則により、減給以上の懲戒処分を受けた者
  - ③ 著しく技能が低い者又は勤務成績並びに勤務の態度が不良の者
  - ④ 算定期間中の勤続が6ヶ月未満の者
3. iHope は、必要に応じて、随時、賃金を改定することがある。

## **第16条（留意事項）**

1. 賃金支給に関連する事項で、変更があった場合には速やかに iHope に届け出なければならない。
2. 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、懲戒処分を行うことがある。

## 第2章 基本給

### 第17条（基本給の方式）

基本給は、時給制、月給制または日給月給制とする。

### 第18条（基本給の決定）

1. 基本給は、従業員の学歴、能力、経験、技能、職務内容及び勤務成績等を総合的に勘案して個別に決定する。
2. 従業員の担当する職務内容に大きな変更があった場合は、従業員と協議のうえ、基本給及び諸手当を変更することがある。

## 第3章 諸 手 当

### 第19条（管理者手当）

管理者手当は、監督もしくは管理の職位に就任したことによる業務負担や責任の増加を考慮し加算される時間外割増、休日割増として支給する。本手当の金額については、役職等級により個別に決定する。

### 第20条（職務手当）

職務手当は、iHope が定めた職責に任命した者に対して支給する。本手当の金額は個別に決定する。

### 第21条（職能手当）

職能手当は、iHope が必要とする技能や特別の資格を有する者に対して支給する。

### 第22条（固定残業手当）

1. 固定残業手当は、その全額を当月分の時間外労働手当、法定休日労働手当及び深夜労働割増の内払として支給する。
2. 本手当の金額は、個別に決定する。
3. その月の実際の時間外労働手当、法定休日労働手当及び深夜労働割増の合計額が本手当を超えた場合は、その超過分について支給する。

### 第23条（時間外・休日・深夜労働の手当）

1. 法定の労働時間を超えて労働した場合（法定休日以外の所定休日含む）は、下表のように時間外労働手当を、法定休日に労働した場合には法定休日労働手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜労働割増を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外労働手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$ <p style="text-align: center;">（法定内残業は1.0とする）</p>
法定休日労働手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日労働時間数}$
深夜労働割増	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

※算定基準賃金＝基本給＋職務手当＋職能手当

2. 1年間の時間外労働時間数が360時間を超えた部分については25%とする。なお、この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。

### 第24条（住宅手当）

1. 住宅手当は、世帯主である従業員に対して支給する。本手当の金額については以下のとおりとする。

- ① 事業部長 …月額 65,000 円
- ② 管理者 …月額 30,000 円
- ③ その他一般職員、一般役職（チーフ等）  
…月額 15,000 円

## 第25条（通勤手当）

1. 通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する従業員に対して、その実費（1ヶ月の定期券代若しくは実費の低い額）を支給する。ただし、所得税法の非課税限度額を限度とする。
2. 自転車を利用して通勤する従業員に対しては、月額 2,000 円を支給する。
3. 本手当の支給を受けようとする従業員は、iHope が定める様式により届出を行わなければならない。なお、届出を受けた経路について、iHope が審査の上、経済的かつ時間的に不合理であると認めた場合には、iHope が定めた経路による額を支給する。
4. 本手当の趣旨は実費弁償であるため、賃金計算期間内に実際に出勤しない日（欠勤日及び年次有給休暇取得日）に対しては支給しない。
5. 公共交通機関の事故による運行中止、又は遅延等により、タクシー等の届出のあった方法以外の手段により出勤した場合にかかった費用については、原則として支給しない。
6. 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に iHope に届出なければならない。

## 第26条（その他支給）

その他手当は、前条までに定められた手当以外の手当を支給する必要があるときに支給する。支給金額は個別に決定する。

## 第4章 賞 与

### 第27条（賞 与）

1. 賞与は原則として入社から1年を経過した従業員に対し、毎年6月及び12月に従業員各人の勤務成績を査定して決定し、支給する。ただし、iHopeの事業の業績によっては、賞与の額を縮小し又は見送ることがある。
2. 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は賞与の支給日に在籍する従業員に限るものとする。

夏季賞与	前年10月1日から3月末日
冬季賞与	4月1日から9月末日

3. 育児・介護休業法の育児短時間勤務制度及び介護短時間勤務制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
4. パートタイマーに対しては、賞与を支給しない。
5. 嘱託職員は原則として支給しないが、特別な功績があった場合には支給することがある。

### 附 則

この規程は、2020年3月16日から施行する。

---

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	事業年度	H31年4月1日~R2年3月31日
-----	----------------------	------	-------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金以外の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員会費収入	50,000 円
賛助会費収入	2,115,000 円
寄付金収入	2,510,000 円
販売収入	27,042,911 円
参加費収入	1,123,000 円
業務受託収入	160,099,564 円
受取利息収入	19,710 円
その他の収入	4,332,310 円
(以下余白)	
合 計	197,292,495 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
(該当なし)	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他


則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。



## (別紙) 平成31 年度年間書籍販売実績

図書名称	定価 (税抜)	販売冊数計	販売金額 (税抜)
医療の質の定義と評価方法	3,800	177	672,600
臨床研究のためのStataマニュアル第3版	3,800	281	1,067,800
リサーチ・クエスチョンの作り方	2,000	606	1,212,000
概念モデルをつくる	2,200	145	319,000
いざ、倫理審査委員会へ	2,400	81	194,400
誰も教えてくれなかったQOL活用法	3,000	73	219,000
はじめてのメタアナリシス	3,000	284	852,000
CAP-KD—結果と解説—	3,000	0	0
サンプルサイズ的设计	3,800	265	1,007,000
救急診療のピットフォール	3,800	-11	-41,800
臨床研究の道標	4,500	4	18,000
診断法を評価する	2,500	37	92,500
あなたも世界の臨床研究者に	2,200	1	2,200
臨床研究の道標第2版 (上巻)	3,800	1,239	4,708,200
臨床研究の道標第2版 (下巻)	3,800	1,107	4,206,600
<b>合計</b>		<b>4,289</b>	<b>14,529,500</b>



ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対 価 の 額	役務提供の 内容等
			H31.4.26 他 6 回	1,553,823 円	印税 他
			R1.6.28 他 3 回	553,578 円	契約による 業務対価
			R1.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			R1.6.28	17,400 円	契約による 業務対価
			R2.1.31	55,685 円	契約による 業務対価
			H31.4.26	40,000 円	契約による 業務対価
			R1.5.31	158,170 円	印税 他
			R1.8.30	66,822 円	契約による 業務対価
			R1.7.31	20,000 円	契約による 業務対価
			R1.7.31 他 1 回	42,400 円	契約による 業務対価
			H31.4.26 他 11 回	499,433 円	契約による 業務対価
			H31.4.26 他 11 回	668,069 円	契約による 業務対価
			R1.9.30	32,500 円	契約による 業務対価
			R1.10.31 他 1 回	413,288 円	契約による 業務対価
			H31.4.26 他 2 回	37,565 円	印税 他
			R1.7.31	17,400 円	契約による 業務対価





6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
(該当なし)				円
				円
				円
				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
令和1年6月13日	KSI2019 報酬 (相手方: ██████████)	444,620 円
令和1年10月10日	KSI2020 報酬 (相手方: ██████████)	744,526 円
令和1年12月20日	KSI2020 報酬 (相手方: ██████████)	905,526 円
令和2年1月22日	KSI2020 報酬 (相手方: ██████████)	443,640 円
令和2年1月30日	KSI2020 報酬 (相手方: ██████████)	902,082 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	H31年4月1日～R2年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉚	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

## 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日
大木 孝太郎		理事		○						就任 H21. 1. 17
寒川 昭三		理事		○						就任 H22. 7. 1
上野 文昭		理事		○						就任 H26. 7. 1
上田 竜男		監事		○						就任 H18. 12. 28
(以下余白)										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	～H27.3 会計ソフト使用 (TKC) H28.4～ 会計ソフト使用 (ICS) ルーズリーフ	毎日	7年
仕訳日記帳	～H27.3 会計ソフト使用 (TKC) H28.4～ 会計ソフト使用 (ICS) ルーズリーフ	毎日	7年
月別給与一覧表	～H27.3 給与計算ソフト (TKC) 使用 H28.4～ 給与計算ソフト (ICS) 使用 ルーズリーフ	毎月	7年
出版物在庫管理表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	7年
減価償却資産計算書	エクセル使用 ルーズリーフ	毎年	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <del>無</del>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑥ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ